

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の項中「第二条第十一号」を「第二条第十六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。